

名古屋北 法人会だより

No.

148

2020年 9月

【題字】名古屋北税務署長 大橋慎一



第45回 通常総会を開催

日時 令和2年6月10日(水) 場所 名古屋北法人会研修室

新型コロナウイルスによる感染拡大を防止し、出席者の健康と安全を優先することとし、通常総会の規模を大幅に縮小して、会長、副会長、監事、専務理事を出席者として、他の会員の皆様には委任状による出席のご対応をいただくこととしました。

総会の開会に当たり、徳永和人会長が、「コロナ禍の中、いずれの会員企業も大変ではあるが、法人会が提供する各種の有用な情報等を活用していただきたい。逆境の時こそ、互いに知恵を出し合って、むしろチャンスに変えて強い経営を目指していきましょう。」とあいさつしました。

続いての総会の資格審査では、正会員総数2,570社、うち委任状提出正会員数1,438社、出席正会員数10社で、委任状を含む出席正会員数は、1,448社となり、これは、正会員総数の56.3パーセントであり、過半数に達していることから、第45回通常総会は無効に成立し、各議決案件の決議要件を全て満たしていることの報告が有りました。

コロナ対策として「新しい生活様式」の中での、令和2年度の各種事業の在り方を含めて審議していただきました。

各種税務講習会・経営研修会などについては、より広い会場を確保し互いの間隔の維持、講師用透明アクリル板の設置、室内換気、マスク着用、手洗い励行等を行い、感染防止対策を確保したうえで開催していく計画です。

コロナウイルスと上手につき合いながら、可能な範囲で機会を提供していきますので、支部・地域の皆さんとともにご利用ください。

皆様のニーズに合った行事にご参加いただくことで、「法人会」への理解を一層深めていただけたと思います。

今後も法人会の各種事業(見学研修会や講演会・税務研修会・経営研修会等)を積極的にご活用ください。



令和1年度表彰者

(敬称略・順不同)

特別表彰者

該当者なし

会員増強目標達成支部

山田支部 清水支部 金城西支部
若葉支部 みどり支部 守山北支部

支部運営功労者

支部	会社名
上飯田	箇中京金属工業所
山田	親和電機(株)
大曾根	三協(株)
杉村	木村紙商事(株)
大杉	(株)魚鉄
清水	浪速金液(株)
	三ツ輪タクシー(株)
金城西	ユニック中部販売(株)
	(株)愛知銀行 黒川支店
	瀬戸信用金庫 城見支店

支部	会社名
若葉	(株)正鵠堂
	吉正運輸倉庫(株)
北陵	キッコーナー(株)
	(株)名古屋銀行 黒川支店
楠	(株)川端木材
	同和化学(株)
	(株)高木商店
	(有)福豊土地
	松山業務店(株)
瀬古	守山タイヤ(株)
守山	(有)近田屋
小幡	(有)ニューさのさ
大森	(有)いから
	山昇建設(株)
	(株)トヨタ画材店
みどり	(株)イチカワプランニング
守山北	(株)大永興舎
	(株)根岸建築

会員増強功労社

支部	会社名	勲励数
6社以上		
清水	中日信用金庫 本店	9
守山北	(株)ナカシロ	9
4社以上		
守山北	瀬戸信用金庫 川村支店	4
2社以上		
上飯田	中日信用金庫 上飯田支店	2
清水	中日信用金庫 柳原支店	2
金城西	ユニック中部販売(株)	2
瀬古	(株)中京銀行 守山支店	2
守山	(株)愛知銀行 守山支店	2
大森	矢田川電鍍工業(株)	2
みどり	(株)イチカワプランニング	2
守山北	(株)根岸建築	2

CONTENTS

名古屋北法人会だより No.148

第45回通常総会	1
令和1年度表彰者	
令和1年度正味財産増減計算書	
名古屋北税務署の定期人事異動結果（新陣容）	3
名古屋北税務署 新署長着任のごあいさつ	4
税務相談窓口	5
愛知県広報	7
名古屋市広報	9
税理士会	11
青年部会	13
女性部会	15
法人会事業	16
支部報告	16
朝、起き抜けに飲むコップ一杯の水の様々な効能	17
新会員紹介	18
聴いてよきいて!コロナ予防大作戦!わが社のこんな工夫や対策	19

今回の表紙

筋骨隆々たるこの「青年像」は、かつて、昭和32年に市営地下鉄「名古屋～伏見町～栄町間」2.4Kmが開業したのに合わせ、戦後の復興著しい「青年都市」名古屋市のシンボルとして、昭和33年に名古屋駅前東口正面ロータリーに建造されたもので、昭和から平成時代に活躍した日本の彫刻家、名古屋市西区出身で日本芸術院会員の野々村一男（ののむら かずお、1906年～2008年）氏の作品です。

方位記号を右手頭上に高く掲げて明るい未来を指し示すかのような「青年像」は、地下鉄桜通線の工事の為、昭和59年に撤去されるまでの長い間、市民に親しまれていましたが、その後は、緑に囲まれる名城公園内の現在地に移設され、訪れる市民の目を楽しませています（矢印は真北を指しているそうです）。



令和1年度正味財産増減計算書(内訳表)

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益事業会計				収益事業会計				法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1)経常収益										
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	886	886
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	886	886
特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	0	15,014	15,014
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	15,014	15,014
受取会費	0	0	7,940,100	7,940,100	0	3,402,900	0	3,402,900	17,014,500	28,357,500
正会員受取会費	0	0	7,862,400	7,862,400	0	3,369,600	0	3,369,600	16,848,000	28,080,000
特別会員受取会費	0	0	77,700	77,700	0	33,300	0	33,300	166,500	277,500
事業収益	0	824,000	0	824,000	1,165,532	1,044,140	0	2,209,672	655,000	3,688,672
研修事業収益	0	824,000	0	824,000	0	0	0	0	0	824,000
広報事業収益	0	0	0	0	150,000	0	0	150,000	0	150,000
福利厚生事業収益	0	0	0	0	359,251	0	0	359,251	0	359,251
会員親睦事業収益	0	0	0	0	0	10,441,140	0	10,441,140	655,000	1,699,140
簡易保険取扱事業収益	0	0	0	0	656,281	0	0	656,281	0	656,281
受取補助金等	0	0	19,035,200	19,035,200	0	2,345,838	0	2,345,838	706,000	22,087,038
受取県連補助金	0	0	0	0	0	2,345,838	0	2,345,838	0	2,345,838
受取全法連助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	706,000	706,000
受取全法連助成金振替額	0	0	19,035,200	19,035,200	0	0	0	0	0	19,035,200
受取負担金	0	0	0	0	0	2,674,000	0	2,674,000	0	2,674,000
理事会受取負担金	0	0	0	0	0	1,584,000	0	1,584,000	0	1,584,000
青年部会受取負担金	0	0	0	0	0	798,000	0	798,000	0	798,000
女性部会受取負担金	0	0	0	0	0	292,000	0	292,000	0	292,000
雑収益	0	0	0	0	251,135	294,000	0	545,135	400,206	945,341
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	726	726
雑収益	0	0	0	0	251,135	294,000	0	545,135	399,480	944,615
経常収益計	0	824,000	26,975,300	27,799,300	1,416,667	9,760,878	0	11,177,545	18,791,606	57,768,451
(2)経常費用										
事業費	16,047,658	15,795,054	0	31,842,712	1,251,865	8,384,093	0	9,635,958	0	41,478,670
役員報酬	1,600,879	1,472,440	0	3,073,319	165,133	444,943	0	610,076	0	3,683,395
給料手当	3,158,355	2,904,960	0	6,063,315	325,789	877,823	0	1,203,612	0	7,266,927
福利厚生費	971,609	893,655	0	1,865,264	100,223	270,045	0	370,268	0	2,235,532
退職給付費用	88,188	81,110	0	169,298	9,096	24,509	0	33,605	0	202,903
会議費	87,776	906,188	0	993,964	7,006	2,854,502	0	2,861,508	0	3,855,472
旅費交通費	675,931	1,066,938	0	1,742,869	12,137	1,150,758	0	1,162,895	0	2,905,764
通信運搬費	1,184,681	1,070,139	0	2,254,820	142,287	421,946	0	564,233	0	2,819,053
消耗品費	1,142,274	399,451	0	1,541,725	7,871	612,258	0	620,129	0	2,161,854
印刷製本費	1,167,915	601,931	0	1,769,846	39,356	213,024	0	252,380	0	2,022,226
広報誌印刷費	2,816,886	1,022,917	0	3,839,803	185,049	0	0	185,049	0	4,024,852
光熱水料費	230,798	212,278	0	443,076	23,806	64,146	0	87,952	0	531,028
事務室賃借料	0	0	0	0	75,900	0	0	75,900	0	75,900
研修室賃借料	956,476	1,096,048	0	2,052,524	0	0	0	0	0	2,052,524
保険料	19,434	0	0	19,434	0	0	0	0	0	19,434
諸謝金	270,000	2,515,400	0	2,785,400	0	66,000	0	66,000	0	2,851,400
支払負担金	586,847	505,936	0	1,092,783	0	1,003,722	0	1,003,722	0	2,096,505
委託費	188,614	173,479	0	362,093	19,455	52,422	0	71,877	0	433,970
会場費	319,850	324,466	0	644,316	0	33,000	0	33,000	0	677,316
広告宣伝費	33,080	62,824	0	95,904	3,412	9,193	0	12,605	0	108,509
表彰費	18,568	0	0	18,568	0	133,577	0	133,577	0	152,145
リース料	381,068	350,493	0	731,561	39,307	105,912	0	145,219	0	876,780
支払手数料	143,974	134,401	0	278,375	96,038	45,833	0	141,871	0	420,246
雑費	4,455	0	0	4,455	0	480	0	480	0	4,935
管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	11,816,175	11,816,175
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	903,647	903,647
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	0	1,782,795	1,782,795
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	748,268	748,268
退職給付費用	0	0	0	0	0	0	0	0	49,777	49,777
会議費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,354,736	1,354,736
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	179,780	179,780
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	0	672,151	672,151
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	208,440	208,440
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	308,499	308,499
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000	4,000
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,048,254	1,048,254
広報誌印刷費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,115,443	1,115,443
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	0	130,277	130,277
事務室賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	1,442,108	1,442,108
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	2,700	2,700
支払負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	233,000	233,000
支払寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	3,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	0	409,034	409,034
会場費	0	0	0	0	0	0	0	0	307,936	307,936
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	35,171	35,171
渉外慶弔費	0	0	0	0	0	0	0	0	48,160	48,160
表彰費	0	0	0	0	0	0	0	0	491,552	491,552
リース料	0	0	0	0	0	0	0	0	215,100	215,100
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	82,347	82,347
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	40,000	40,000
経常費用計	16,047,658	15,795,054	0	31,842,712	1,251,865	8,384,093	0	9,635,958	11,816,175	53,294,845

科 目	公益事業会計				収益事業会計				法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,047,658	△ 14,971,054	26,975,300	△ 4,043,412	164,802	1,376,785	0	1,541,587	6,975,431	4,473,606
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 16,047,658	△ 14,971,054	26,975,300	△ 4,043,412	164,802	1,376,785	0	1,541,587	6,975,431	4,473,606
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益										
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0		0		0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 16,047,658	△ 14,971,054	26,975,300	△ 4,043,412	164,802	1,376,785	0	1,541,587	6,975,431	4,473,606
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	89,600	0	0	89,600	0	89,600
当期一般正味財産増減額	△ 16,047,658	△ 14,971,054	26,975,300	△ 4,043,412	75,202	1,376,785	0	1,451,987	6,975,431	4,384,006
一般正味財産期首残高										53,959,429
一般正味財産期末残高										58,343,435
II 指定正味財産増減の部										
受取補助金等	0	0	19,035,200	19,035,200	0	0	0	0	0	19,035,200
受取全法連助成金	0	0	19,035,200	19,035,200	0	0	0	0	0	19,035,200
一般正味財産への振替額	0	0	△ 19,035,200	△ 19,035,200	0	0	0	0	0	△ 19,035,200
一般正味財産への振替額	0	0	△ 19,035,200	△ 19,035,200	0	0	0	0	0	△ 19,035,200
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部										
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高										58,343,435

令和1年度表彰者

(敬称略・順不同)

事業参加良好社		支 部	会社名	支 部	会社名
支 部	会社名	若 葉	北愛知三菱自動車販売(株)	大 森	(株)サガミホールディングス
上飯田	ま さ き 電 設 (株)		ム ツ ミ 工 業 (株)		山 昇 建 設 (株)
	(株) イ ズ ミ		(株) 正 鵠 堂		鉄 名 建 設 (株)
山 田	親 和 電 機 (株)		(株) 吉 川 工 作 所		寺 尾 産 業 (株)
	(株) 中部精機製作所	北 陵	名 電 通 (株)		矢 田 川 電 鍍 工 業 (株)
大曾根	山 宗 (株)		(有) 佐 久 間 土 地	みどり	山 下 り か F P O f f i c e
	桶 槽 工 業 (株)		(有) ア イ ケ イ		(株) 横 井 機 械 工 作 所
	(有) 彩 光 社		(株) 中央歯科産業	守山北	(有) ド ー ロ キ セ イ
杉 村	ナゴヤホカンファシリティーズ(株)		長瀬電気工業(株)		(株) ナ カ シ ロ
	(株) 夏 月 堂		ハートエージェンシー(株)		アサヒビール(株)名古屋工場
	(株) 甲 英	楠	(株) 村 康 商 店		中 部 ビ ル 開 発 (株)
大 杉	(株) カ ケ ン		(有) 山 水 園		(有) 横 山 設 備 工 業
	(株) 魚 鉄		犬 飼 商 事 (有)		
清 水	川 辺 建 設 (株)		桜 井 製 本 (有)		
	佐々木建設工業(株)		鈴 重 商 事 (有)		
	浪 速 金 液 (株)		(株) 中 央 工 芸		
	ヒ ラ テ 産 業 (株)		(株) 中 日 ス タ デ オ		
	(有) 同 和 製 作 所	瀬 古	東 洋 測 量 設 計 (株)		
	(株) オ ー ケ テ ッ ク		光 洋 運 輸 (株)		
金城西	ユニック中部販売(株)		桜 井 (有)		
	日 比 野 建 設 (株)	守 山	(有) ヘアスタジオマリモ		
	草 川 工 業 (株)		(株) シバタ紙器製作所		
	(有) 千 成 工 業		(株) 芝 テ ク ノ		
	太 田 (株)	小 幡	サンボッカサービス(株)		
	小 森 染 工 (株)		(株) エイチエムテクノス		
	(有) 中日新聞志賀専売店		(株) インシュート		
	三 杉 地 所 (株)		エ コ ビ ル ド (株)		
	(有) 平 松 伸 商 店		(株) 武市ウインド名古屋		
	(有) 米 徳		(株) フ ジ ッ ク ス		
	総 合 電 気 通 信 (株)	大 森	太 平 鋼 機 (株)		
	(株) 福井エステート		(株) 晃 菱		

大型保障制度推進目標達成支部

Jタイプ推進目標達成支部

楠支部 瀬古支部

紹介協力成約支部

該当支部なし

推進員に対する表彰

1) 会員増強1支部2社以上

谷田久典(2支部達成)

大野匡史

岸本基司

2) 新規企業2社以上

該当なし

3) 担当支部の大型保障制度・Jタイプ目標達成

今西昭二 谷田久典

森 悦子 倉橋真由美

熊谷咲美 東山恵子

名古屋北税務署新陣容 (令和2年7月10日付定期人事異動)

官 職	氏 名	前任部署
署長	大 橋 慎 一	課税二部 調査(諸税) 統括国税調査官
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	大 野 正 寿	税務大学校 和光校舎 総合教育部 教授
副署長(管運・徴収・法人担当)	中 村 友 哉	(留任)
総務課		
総務課長	長谷川 昌 伸	伊勢税務署 総務課長
総務課長補佐	有 馬 明 子	西尾税務署 管理運営・徴収部門 上席国税徴収官
法人課税部門		
筆頭特別国税調査官(法人)	前 田 卓 男	(留任)
特別国税調査官(法人)	畔 柳 勝 浩	(留任)
法人課税第一部門 統括国税調査官	田 中 悟	伊勢税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	松 尾 俊 輔	(留任)
法人課税第三部門 統括国税調査官	田 村 秀 生	桑名税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	丹 下 勉	名古屋北税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	福 井 明 広	名古屋北税務署 法人課税第三部門 統括国税調査官
連絡調整官	山 下 泰	(留任)
上席(審理担当)	村 松 弘 邦	(留任)
管理運営部門		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	山 本 美 智	(留任)
徴収部門		
徴収部門 統括国税徴収官	山 根 新一郎	税務大学校 東京研修所 教育官
個人課税部門		
個人課税第一部門 統括国税調査官	森 本 強	(留任)
資産課税部門		
資産課税部門 統括国税調査官	安 井 賢 治	(留任)
主な転出者・退職者		
官 職	氏 名	新任部署等
署長	世 古 和 久	(退職)
筆頭副署長(総務・個人・資産担当)	楯 本 伸 一	査察部 査察総括第二課 課長
総務課長	井 戸 博 文	岡崎税務署 筆頭特別国税調査官(法人担当)
総務課長補佐	三 井 敏 裕	津島税務署 個人課税部門 上席国税調査官
徴収部門 統括国税徴収官	西 部 宏	多治見税務署 徴収部門 統括国税徴収官
法人課税第一部門 統括国税調査官	河 邊 芳 明	千種税務署 特別国税調査官(法人担当)
法人課税第三部門 統括国税調査官	福 井 明 広	名古屋北税務署 法人課税第五部門 統括国税調査官
法人課税第四部門 統括国税調査官	伊 藤 忠 典	松阪税務署 法人課税第二部門 統括国税調査官
法人課税第五部門 統括国税調査官	丹 下 勉	名古屋北税務署 法人課税第四部門 統括国税調査官
法人課税第一部門 上席国税調査官(審理)	長 野 昭 彦	熱田税務署 法人課税部門 上席国税調査官



7月から着任された 大橋慎一 新署長にお話を伺いました。

ご出身は？ ご家族は？

署長さんは、昭和35年に名古屋市内でお生まれの60歳。出身地の名古屋市で署長になれたことを心から喜んでおられるそうです。また、現在は小牧市にお住まいで、間もなく2歳になるお孫さんがいらっしゃるそうです。

お仕事のプロフィールは？

昭和54年に採用され、法人税の調査事務を中心に、総務、酒税系統の事務にも従事され、平成26年に豊橋税務署の筆頭副署長、その後、名古屋国税局調査部統括国税調査官、課税第二部調査部門（間接諸税担当）統括国税調査官を経て令和2年7月に名古屋北税務署長に就任されました。

大切にされていることは？

「三惚れ」の精神だそうです。転勤にあたり「地域に惚れ」「女房に惚れ」「仕事に惚れ」が大切で、その土地の歴史、文化、自然、住んでいる人たちに愛情を持ち、自分を育ててくれた社会や家族を大切にし、

自分の仕事に自信と誇りをもって臨めば全て上手くいくという教訓だそうです。

名古屋北法人会に期待されることは？

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するには、納税者サービスの充実と、適正・公平な課税・徴収の実現が重要であり、そのためには納税者の皆様の理解と信頼が不可欠なことは間違いないのですが、これを得るためには私どもの力だけでは十分といえません。税務行政の良き理解者として、納税道義の高揚や税知識の普及そして社会貢献活動に活発な活動をされ、税務行政にご協力いただいている貴会に期待するところは極めて大きく大変心強く感じていますので、今後もよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一日も早く終息し貴会の活動がより一層発展されますことを願っていますとおっしゃっていただきました。

お忙しいところ、ありがとうございました。

消費税法改正のお知らせ

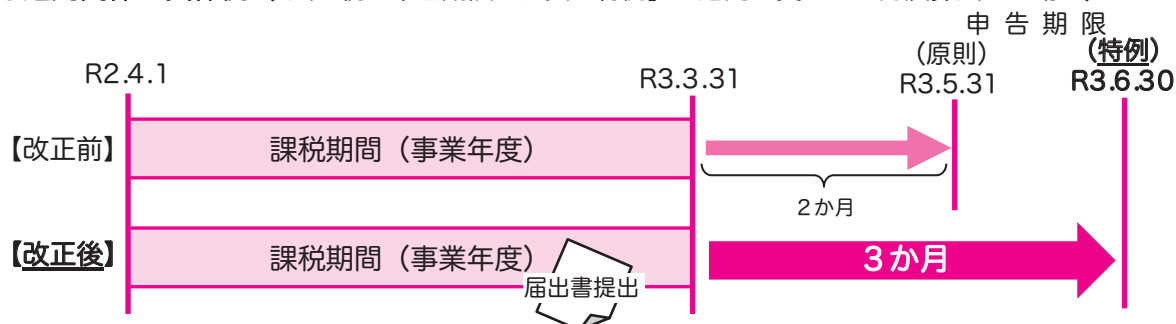
令和2年4月
国 税 庁

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】 令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{※1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

- ※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。
- ※2 高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産の意義については、後掲の※1、※2をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

【適用開始時期】 令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。
【経過措置】 令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間^{※1}の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間^{※2}に課税賃貸用^{※3}に供した場合

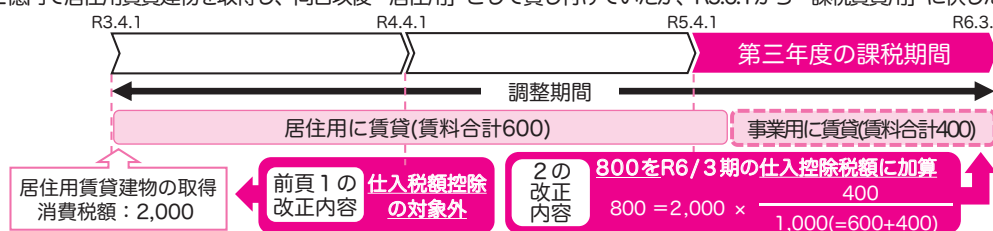
⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(A)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.6.1から「課税賃貸用」に供した場合）



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

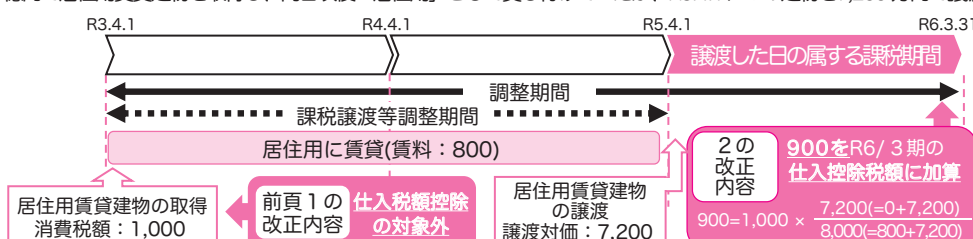
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税譲渡等調整期間^{※5}に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額^{※4}の合計額(B) + 居住用賃貸建物の譲渡の対価の額^{※4}(C)}}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

（R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合）



- ※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。
- 2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。
- 3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。
- 4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。
- 5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高価資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

愛知県税だより

【法人県民税・法人事業税】

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに 申告等を行うことが困難な場合の手続きについて

日頃は、県税の申告、納税につきまして格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人県民税及び法人事業税の期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請によりその期限を延長することができますのでお知らせします。

申請方法

期限延長申請書を管轄県税事務所にご提出ください。（提出期限は延長申請理由のやんだ後相当の期間（1か月程度）経過後となります。）

また申告書を作成・提出することが可能となった時点で、法人税と同様に次の方法（※）により申告書の提出と同時に、申請いただくこともできます。

※（1）又は（2）により申告書を提出した場合、期限延長申請書の提出が申告と同時にあったものとみなして取り扱います。

（1） 申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送）

申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して申告書を提出する。

（2） 申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告）

申告書の法人名欄の、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力の上、申告を行う。（法人名欄に法人名称が全て入力できない場合は、所在地欄等の法人名欄以外の項目に入力する。）

延長の対象となる法人（申告・納付ができないやむを得ない理由に該当するケース）

次のような方々がいることにより、法人の通常の業務体制が維持できないこと、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること等により、決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどが該当します。

- ・法人の従業員や役員、関与税理士等に新型コロナウイルス感染症に感染した方がいること
- ・体調不良により外出を控えている方がいること
- ・感染拡大防止のため企業の勸奨により在宅勤務等をしている方がいること（自治体の要請を含む）
- ・感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また以上のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告・納付期限までに申告・納付が困難な場合には、個別に申告・納付期限の延長が認められます。延長については、法人税に準じて取り扱いますので、税務署への延長申請と同様に判断してください。

注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、法人税の期限内申告が困難となり、国税通則法に基づき同税の申告期限の延長をしている場合であっても、法人県民税・法人事業税に係る申告期限は、県税事務所に申請をいただかない限り、延長されません。
- ・他の都道府県や市町村に事務所等を有する場合は、各自治体の規定によりそれぞれ申請が必要になります。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限の延長を行う法人で、延長期間内に納税証明書を請求される場合は、期限延長申請書の提出が必要になります。

その他

本来の申告納付期限経過後において、申告をお願いする文書等が送付される場合がありますので、ご了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税が困難な方には、徴収猶予の特例制度もあります。事業等に係る収入に相当の減少があった方は、特例として納期限から1年間を限度として、県税の徴収の猶予（特例猶予）を受けることができます。特例猶予期間中の延滞金は、全額免除されます。

次の（１）・（２）のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者の方が対象となります。

（１） 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入（※）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

（２） 特例猶予の対象となる県税を一時に納税することが困難であると認められること。

※収入には、事業収入・給与収入などの定期的な収入も含まれますが、一時的な収入は含みません。

徴収猶予に関する詳しい内容については

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kentax.html>をご参照いただきますようお願いいたします。

○お問合せ先 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税グループ
電話 052-531-6304



名古屋市税だより

[栄市税事務所のご案内]

栄市税事務所の窓口は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

8階にお越しいただくには、「6-13」と表示された低層階用エレベーターをご利用ください。

なお、NHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はございませんので、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※地下鉄栄駅東改札から直結のオアシス21を北東へ進むと連絡通路がございます。

お体の不自由な方には駐車場をご案内いたします。下記お問い合わせ先までご連絡ください。

○お問い合わせ先 栄市税事務所管理課管理係
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
電 話 959-3300 FAX 959-3317

[市税の納税は便利な口座振替・自動払込みをご利用ください]

- 1 ご利用いただける市税
市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）
- 2 お申込み手続き
「市税の納税通知書または領収書」、「預貯金通帳の口座番号」、「預貯金通帳のお届け印」をお持ちのうえ、市税の取扱金融機関へお申込みください。
※ 名古屋市外の店舗には、名古屋市税用の申込用紙が窓口には備え付けられていない場合があります。その場合は、下記「7 お問い合わせ先」まで申込用紙をご請求ください。
- 3 取扱金融機関
市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。
※ 詳しくは納付書の「納付場所」欄又は名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp/>)でご確認ください。
※ 全国の店舗でお申込みいただける金融機関と、愛知県内の店舗に口座をお持ちの方のみお申込みいただける金融機関があります。
- 4 口座振替・自動払込みできる預貯金
普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金
- 5 振替の開始
おおむね、申込みの月の翌々月以降の納期分からです。
※ 開始の時期は、お申込みの受付後に「口座振替・自動払込み開始のお知らせ」を送付してお知らせします。
- 6 振替日
各納期の最終日、前納（1年分）の場合は、第1期の最終日です。
- 7 お問い合わせ先
名古屋市市税収納事務センター
〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号 電話 957-6931 FAX 957-6934

[法人市民税に関するお知らせ]

名古屋市では、法人市民税の5%減税について、平成31年4月1日以後に終了する事業年度から組み替えることとし、2年間の時限措置として、寄附金額に応じて法人市民税を減免する「企業寄附促進特例税制」を実施しております。詳しくは、名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) の「企業寄附促進特例税制について」をご覧ください。

●「企業寄附促進特例税制」の概要

減免の適用を受けられる法人	対象の寄附金として合計5,000円以上を支出した法人
対象の寄附金	名古屋市、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部、名古屋市が条例で指定した団体への寄附金（※）
減免額	寄附金額の69%に相当する額（ただし、法人市民税額の2.5%に相当する額が上限となります。）
適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了する事業年度 例：3月末決算法人 令和3年3月31日に終了する事業年度 → 企業寄附促進特例税制の 対象 令和4年3月31日に終了する事業年度 → 企業寄附促進特例税制の 対象外

※名古屋市が個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定している寄附先への寄附金が対象となります。寄附先の一覧は、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

●減免を受けるための手続

- ① 名古屋市公式ウェブサイトの「企業寄附促進特例税制について」のページから減免申請書の様式をダウンロードしてください。
- ② 各事業年度に係る法人市民税の確定申告期限までに、減免申請書に寄附先が発行する領収書または受領証の写しなど（寄附金の額・寄附先・寄附年月日を証する書類）を添付して、市内の主たる事務所等が所在する区を担当する市税事務所に提出してください。なお、確定申告の際には、減免前の法人市民税額を納付してください。
- ③ 減免申請が承認された場合、減免承認通知書と還付請求書をお送りしますので、還付請求書に必要事項を記載し、返送してください。
- ④ 還付請求書に記載していただいた金融機関の口座に減免額を還付します。

●法人税割の税率（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分）

法人の区分		令和元年9月30日以前に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分
①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人			
②資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円を超えるもの	12.1%	8.4%
③資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。）			
④人格のない社団等			
	法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下のもの	9.7%	6.0%

●均等割の税率（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分）

資本金等の額による法人の区分	従業者数	
	50人以下	50人超
公益法人等、人格のない社団等	50,000円	
1千万円以下の法人	50,000円	120,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	130,000円	150,000円
1億円を超え10億円以下の法人	160,000円	400,000円
10億円を超え50億円以下の法人	410,000円	1,750,000円
50億円を超える法人	410,000円	3,000,000円

○お問い合わせ先 栄市税事務所 市民税課 法人市民税係
〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）
電話 959-3305

～コロナ禍に学ぶ～

名古屋税理士会名古屋北支部 出口 茂

コロナ禍は思ってもみない、想定外の出来事となった。多くの人々がそのように思ったのではないのでしょうか。100年に一度の経済危機と言われたリーマンショックは、今も多くの経営者の記憶に新しいですが、今回のコロナ禍で、そのリーマンショックよりも大きな影響を受けているという声も多いです（この原稿を書いているのは6月末ですので、皆さまのお目にかかるころには大きく状況が変わっているかもしれません。）。

大きな危機、大きな変化が100年に一度どころか、10年に一度、15年に一度の頻度で起こり、社会が変わり、常識も変わります。21世紀は、そのような覚悟で臨まなければならない時代となるのかもしれませんが。そのような変化、危機の真ただ中、また先行きが読めない中で、私は、仕事柄、顧問先だけでなく、友人知人からも「仕事も個人の生活も、この先どうすべきだと思いますか？」とよく聞かれます。誰もがこの先にあることを知りたがり、それに備えたいのです。

まだまだ医療の専門家でさえコロナウィルスの正体を把握できておらず、ワクチンの開発及び実用化の時期も不明瞭な今、私もこの先の正解はもちろん分かりませんので、自分自身で自分の正解を模索するしかないと考えております。コロナ禍の第1波が落ち着き、経済活動がほぼ正常に戻った今、一人ひとりの行動は、一人ひとりの判断、安全に対する考え方に委ねられているという状況のように私には映ります。

ただ、会計事務所経営をしてきた立場として、経営者としては、少なくとも、次のことを検討し、備えをしておくことが、経営者としての責任ではないかと考えています。

1. 経営の目的、経営者自身の価値観を明確にする

経営者も社員も危機に本性が現れるものです。良い時には本性をオブラートに包むゆとりがありますが、危機の際にはそのゆとりもなくなります。経営者は、危機の際には、会社を守るのか、社員を守るのか、あるいは自分を守るのか、という厳しい選択を迫られます。ブレない軸を持っていないとその場しのぎの一次的な対応を繰り返すことになります。この機会を生かして、会社の進むべき道、経営者の歩むべき道を明確にするべきです。会社の本性、経営者の本性と会社の目的が合っていないと長続きはしません。

これを行うことで、自社の適正な規模、目的に沿ったやりたいことに必要な固定費なども見えてきます。

また、普段からそれを社員に伝えることにより、危機に際しての社員の理解も行動も変わり、会社の大きな力になると思われます。

2. 情報の取捨選択

マスコミで流れるニュース、ネットで確認できる情報、経営者自身また社員が取引先から入手する生きた情報、社内で人を評価する場合の社内情報など、意思決定に必要な情報、また原因と結果が分析できる情報が何かを認識し、長期的視点と短期的視点で、自社の経営に必要な情報を取捨選択できるようにしておかなければなりません。

必要な情報は経営の目的により大きく変わりますから、自社に必要な情報は、自社の目的と整合しているかを常に確認するべきです。

3. 時間軸の設定

来ないことを祈りますが、コロナの第2波、第3波がいつ来るかは分かりません。コロナワクチンが開発されるまでは、本当の経済復活は難しいと言われております。

先が読めない中でも、自分で時間軸を引き、自分あるいは自社に影響を及ぼすであろう世界的な要素（例えばオリンピックの開催、地政学リスクの顕在化など）から身近な環境の変化、出来事、状況の変化、取引先の情勢等を時間軸に置き、それが起こった時に自社の経営状況がどうなるか、損益、資金繰りがどのような影響を受けるかを検討し、事業継続の対応策を検討しておくべきです。

4. 構造的課題まで踏み込む

コロナ禍で労働環境が大きく変わりました。世界的には従来からキャッシュレス化も進んでおり、コロナ禍と相まって様々な変化が加速しています。中国のデジタル人民元の検討、日本も 2024 年に新紙幣へ移行すると発表されています。近いところではアメリカの大統領選もあります。コロナ禍がなかったとしても、2020 年は年初から大きな変化や出来事が続いています。

時代が加速度的に大きく変わる今、従来の一時的な対応では、変化に対応しきれず会社の継続も困難になっていきます。今回の危機を一時的な対策で乗り切るのではなく、自社のボトルネックとなる構造的課題まで踏み込んで改善策を検討し、また実行することにより、今のうちに対応力を強化しておくべきです。今、これを実行しておかないと、次の何らかの危機でとどめを刺されてしまうことにもなりかねません。

また、自社の利益が何から生じているのか、自社の本当の財産は何であるかも同時に検討し、その財産に磨きをかけておくことも大切です。

5. 損益分岐点と固定費の分類

「銀行からお金を幾ら借りれば良いのか?」という問いには、損益分岐点、固定費、売上が下がる（収益の悪化）期間、売上減少の程度等が分かっていると正解は出てきません。どのくらいの期間、どのくらいの売上が下がるかが分からないので、皆、大きな不安を抱えました。

経営の危機の際には、損益ももちろん大切ですが、会社の血液である資金の流れも大切です。「お金が幾ら必要か?」という問いに、経営者自身がすぐに答えられるような態勢を取っておくべき状況です。

例えば、固定費ですが、固定費で片づけるのではなく、一つひとつの内容と必要性、どこまで削減できるかを、早期に整理しておくべきです。経営者に支払う役員報酬、家賃などが多いのか外部の第三者に支払うものが多いのかで、緊急時にぎりぎり必要な資金も変わります。

中小企業の経営者は、自社の危機の際には個人財産を切り崩して会社を守りますが、個人財産にも限界があります。厳しい経営判断になりますが、次の危機が来た場合、経営者は持ちこたえられるのかを、経営者の個人財産と会社の財産を一体として検討しておくことが、有事の際の迅速な判断につながると考えます。

また、例えば、多店舗展開している会社であれば、店舗別の損益分岐点を正確に把握し、対応力があるうちに撤退等の検討もしておくべきと考えます。事業部別、地域別においても同様の検討が望めます。

6. 利益計画の策定

上場企業の多くが進行中の年度の業績予想を回避しています。上場企業は投資家の判断を誤らせる情報の開示は回避しなければいけませんので致し方ないことです。しかし、上場していない企業は、そのような配慮は不要ですから、収集した情報や前提、また努力目標を設定しながら、試行錯誤して利益計画を作成すべきです。それを行うことにより、前提と異なることが起こった時、前提の何が変わったかが分かり、対応策も出てきます。それを定期的に行い、修正を繰り返すことで、利益計画、事業計画の精度が上がり、会社の有事の際の対応力も高まります。

社員とともに作成することで、経営者だけでなく社員の考える力も、対応力も成長します。

新聞等の報道を見ていますと、コロナの第2波が来る前に、社員への退職金や会社の社屋の取壊等の撤退費用、廃業費用、また仕入先等の債権者、金融機関への債務の完済が実行できるうちに会社をたたむ、という事例も増えています。切ない意思決定ではありますが、次の混乱時に社員や取引先に迷惑をかけたくないという賢明な意思決定とも思えます。

緊急融資を受けた会社も、融資を受けないとすぐに資金ショートしてしまった会社もあれば、すぐには必要ないが次の危機に備えて資金を置いておこう、など融資を受けた状況は様々です。それぞれの会社が置かれている状況が大きく異なります。世界的な不条理な出来事でも、どのような影響を受けるのかは、業種、業態、取引先の違い等で大きく変わります。

ただ、どのような状況であろうと、運、不運であろうと、どのような意思決定をするかは、最後は経営者に委ねられます。最後に頼りになるのは経営者自身、自分です。コロナは、一人ひとりが自分で考え、自分で生きる道を探し、自分を守り、強く生きるべき、と教えてくれたような気がします。

ぜひ、このコロナ禍を力強く乗り越え、新しい自分と出会ってください。

活動レポート

総 会

5. 29 第 41 回定時総会

名古屋北法人会研修室

◇総会に於いて、(株)矢田川電鍍工業竹中敬治氏が部会長を退任され、新部会長に(株)ナカシロ徳永宏志氏が新任され、新役員・事業計画(案)等が承認されました。



事 業

7. 2 (1 回目)

7. 14 (2 回目) 新入会員オリエンテーションと歓迎会

オリエンテーション会場：名古屋北法人会研修室

懇親会会場：魚鉄 (1 回目)・木曽路 (2 回目)



今年の新規事業として計画し、コロナの感染拡大防止に配慮して臨みました。

総参加人数は、2 日間合わせて 26 名。研修では、法人会の成り立ちや、税を知り企業経営に活かして地域・社会に貢献することを目指す経営者の集まりであることや、福利厚生や税務当局との「信頼関係」など各種メリットの説明や、青年部会の役割と活動の意義等について、熱く説明があり、とても内容のある有意義な会となりました。また、懇親会では、互いの社業に関する情報交換などに話の花が咲きました。

研 修 会

7. 21 経営研修会 (zoom によるオンライン研修)

zoom による WEB オンライン配信

「社長、それではお金は残りません!!」

講師 東京海上日動あんしん生命名古屋中央第一支社

エグゼクティブライフパートナー 野田巨樹氏



◇当青年部会としては、初めてのWEBオンライン研修でしたが、事前の練習会の成果もあり、無事に終わることが出来ました。最近、またコロナの感染者が特に増えてきているので、今後も今回のようなオンライン研修が増えていくことになるのかも知れません。

役 員 会

6.5 正副会長会

6.16 オンライン役員会 (兼 zoom 体験講習会)

新・青年部会長が ごあいさつ

第20代 青年部会長

徳永 宏志 株式会社ナカシロ代表取締役(守山北支部)



この度、第20代の青年部会長を拝命いたしました株式会社ナカシロ徳永宏志と申します。よろしくお願い致します。

自己紹介を致しますと、当社は守山区を本社として総合建設業を営み、愛知県で3店舗、福岡県で2店舗の温浴施設を営んでいる二つの顔を持つ会社です。

私自身の法人会活動としては、現在親会会長をしている父の勧めもあり、18年くらい前から支部のお手伝いや講習会に参加を始め、4年前から青年部会にも所属し、現在に至っています。自分で言うのも何ですが、法人会が好きな方だと思います。何故かと申しますと、活動し始めた当初は年齢が若いこともあってか支部役員の皆様に大変可愛がっていただき楽しく活動できました。そして、当社が新規事業を始めたタイミングでもありましたので、経営研修会や決算期別の説明会などが大変役に立ちました。また、税務署の方が研修会の講師であったり支部の役員会に参加していただくなど、税務署との距離を身近に感じ、経営者として適正な納税に努める意識が高まったり、税に対する相談を行いやすくなったことも大きいです。

さて、青年部会活動を行うにあたって以下の**3つのキーワード**を掲げました。

- ① 楽しく活動し、自分自身を磨き、信頼できる仲間づくりをする。
- ② 税知識の向上、経営者としての資質を磨き、社会に貢献できる人材となることを目指す。
- ③ 会員交流を通じて経営上の悩みの共通認識やその解決策を探る。視野を広げる。

まずは楽しく 活動したいと考えています。仕事も家庭も忙しい現役世代が集う青年部会ですので、活動に参加すること自体に工夫が必要ながあります。だからこそ、楽しく活動したいです。現在はコロナもあり集まりにくいですが、懇親会も積極的に行いたいです。

また、様々な会がある中で法人会ならではのことで、税というキーワードで利害関係なく経営者同士本音の話ができるということがあります。ですが、本音の話ができる相手というのは額に汗し、頑張った者同士だからこそ生まれるものだと思います。

理想としては青年部会に所属できる期間を利用し、会員同士磨きあって立派な経営者となり、会員各自が卒業するときには入会前より更に社会に貢献できる人物になっていきたいと考えています。

そして、青年部会は次代の親会幹部を育成するという役割も担っていると考えています。

親会会員の皆様の会社で50歳未満の幹部候補生の方がいらっしゃいましたら是非**青年部会への入会をお勧めください**。前期も同様の依頼をしてご入会いただいた方も楽しく活躍されています。本年度も引き続きよろしくお願い致します。

この度はご挨拶の機会をいただきありがとうございます。今後も青年部会へのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

新役員の皆さん

部会長	徳永 宏志	(株)ナカシロ
副部会長	秋山 知弘	(有)彩光社
	堀田 圭介	(株)中部精機製作所
	佐々木恒樹	サンボッカサービス(株)
	川邊 清成	川辺建設(株)
会計	大橋 史忠	(株)亀忠
監事	草川 晃吉	草川工業(株)
理事	太田 年哉	太田(株)
	滝澤 匡孝	東海アサヒメンテナンス(株)
	安藤 嘉康	(株)ミノショウ
	山下 里香	山下りか FPoffice
	生田 雄大	日生産業(株)
	桐島 和江	(有)桐島組
顧問	松浦 美奈	(株)正鶴堂
	朱宮真佐樹	(有)千成工業
	竹中 敬治	矢田川電鍍工業(株)

活動レポート

総 会

6. 4 第42 回定時総会 名古屋北法人会研修室



新型コロナウイルス感染症拡大の防止と部会員の皆さまの健康と安全を優先する観点から、出席人数を大幅に縮小して開催しました。

女性部会員の89%に相当する62名もの皆さまから委任状をいただきました。

令和1年度の事業報告及び収支決算報告では、新たな事業として「料理教室」や図書館とのコラボ事業として「絵はがき教室」などを積極的に実施してきたこと、またそれら事業に伴う収支はほぼ予算どおり執行されたとの報告があり、出席者全員の挙手により承認しました。

令和2年度の事業計画案及び収支予算案については、コロナの感染の状況等に留意しながら各事業を行っていくとした上で、出席者全員の一致でそれぞれ承認されました。

「絵はがきコンクール作品」ポスターは、出席者の皆さんが持ち帰り、自社や金融機関に掲示し、道行く人々に法人会活動をPRしています。

「税に関する絵はがきコンクール」 全222応募作品がポスターになりました!!

令和2年6月

瀬戸信用金庫
大曽根支店様名古屋銀行
黒川支店様いちい信用金庫
名北支店様

小学生のみなさんが一生懸命に考えて描いてくれた作品は、名古屋市北区・守山区内の金融機関やお店の店頭などで展示中です。

役員会

法人会の行事

令和2年4月1日～7月31日

総 会

6.10 第45回通常総会（表紙裏をご覧ください）

役員会

- 4.17 運営会議
- 4.17 決算理事会（書面開催）（みなし承認日 4.30）
- 7.10 広報委員会（書面開催）
- 7.16 組織委員会（書面開催）
- 7.30 厚生委員会・支援会・
厚生制度推進協議会合同会議（写真）



支部報告

活動レポート

総 会

コロナウィルス感染拡大防止と会員の安全とを第一に考え、すべての支部において、支部総会及び関連する講演会等をやむを得ず中止することになりました。

支部総会は、支部規則の規定に基づき、総会に代わる役員会を各支部にて書面開催又は持回り開催の方法により行い、支部総会議案を了承しました。

事 業

全て中止

役員会

- | | |
|--------------------|---------------|
| 3.27 金城西支部役員会 | 4.20 北陵支部役員会 |
| 4. 2 大曽根支部役員会 | 4.20 清水支部役員会 |
| 4. 2 山田支部役員会 | 4.20 杉村支部役員会 |
| 4. 6 楠支部役員代表者会・役員会 | 4.20 瀬古支部役員会 |
| 4. 8 若葉支部役員会 | 4.21 小幡支部役員会 |
| 4.16 みどり支部役員会 | 4.22 守山北支部役員会 |
| 4.16 大森支部役員会 | 4.24 大杉支部役員会 |
| 4.16 守山支部役員会 | 4.27 上飯田支部役員会 |



ちょっといい話

朝、起き抜けに飲む コップ一杯の水の様々な効能

医療ジャーナリスト 大谷克弥

新陳代謝を促し、便秘の解消にも大きな役割を

朝が来て目が覚めたら真っ先にコップ一杯の水を飲みなさい、と父や母からしつけられて育った人は、かなり多いのではないのでしょうか。家訓と言うのは少しオーバーにしても、古くから多くの家庭で、「忘れてはいけないよ」と親から子に脈々と伝わった「健康に生きていくための慣行」だったと思われます。自分の健康を守ることが、たった一杯の水で済むのですから、素晴らしい先人の知恵だと、つくづく感心します。



人間の体とは不思議なもので、体重の約3分の1は水分が占めていますが、日常的には1日に約2リットルの水分を飲み物や食べ物から体内に取り入れ、ほぼ同量の水分を小水や汗として体外に送り出しています。そして重要なのは、夜になって眠っている時も水分は皮膚から排出を続けていることです。

もうお分かりでしょうが、朝の起き抜けの水は何よりも夜に失った水分の補給であることです。早い話、水分が不足すると便は硬くなり詰まりますから、効能の第一番に便秘の解消が挙げられています。これは子供でも理解できるでしょう。

そして同時に、朝の水は腸の動きを活発にする働きをします。皆さんは「腸の蠕動（ぜんどう）」という言葉をご存じでしょうね。食べ物のカスは、腸が収縮を繰り返すことによって腸内を通過し、肛門から排出されますが、その動きは虫がうごめくのと似ているので、そう呼ばれるようになりました。そこで知って欲しいのは、朝の水は蠕動の活発化を促すことです。朝起きてすぐ、というタイミングが大切なのです。

さらに一日の始まりの朝に飲む水は、体内の新陳代謝も促し、自律神経を整えます。新陳代謝とは古いものが新しいものに交代することですが、人間で言えば細胞が若返ることです。それと朝は精神的に爽やかさをもたらします。子供の頃に馴染んだ「朝だ朝だよ」で始まる「朝だ元気で」の歌は、一杯の水の付加によって、より強固に元気づけてくれるはずですよ。

朝だけでなく、寝る前にコップ一杯の水を激奨する説も

朝の水は一般庶民の日常生活の中から生まれ、伝承されてきた健康の知恵と言えますが、「怖い病気を防ぐために是非とも就寝前にもコップ一杯の水を飲むように」と、予防医学の立場から力説している医師がいます。寄生虫の研究者として世界で知らない人はいないと言われる免疫学者の藤田紘一郎・東京医科歯科大名誉教授です。なぜ寝る前にも必要かと言うと、人間は睡眠中に大量の汗をかいて水分を失い、明け方に致死率の高い脳梗塞、心筋梗塞を発症するケースが非常に多いからです。

先生によると、人間が就寝中に失う水分は、皮膚からの汗のほか呼吸による水分の放出も加えると、一晩で約500ミリリットル、多い時は1リットルにも及びます。これだけ減れば朝までに体はカラカラ、血

液はドロドロになり、ドロドロ血が脳で詰まれば脳梗塞、心臓で詰まれば心筋梗塞を引き起こします。

しかし、血液のドロドロ化が明け方の何時ごろ起きるかは分かっていません。ですから夜中のいつでもいいように、就寝前に予防の水が必要なのです。そこで先生は「寝る前の一杯の水は宝水、目覚めの水は生命の源」と、極めて分かりやすいフレーズで、水分の補給は夜と朝に欠かせないと説きます。

これに対し、主旨は理解できても夜中にトイレで起きるのは辛いから寝る前の水は勘弁して、という人が多くいます。それに対し先生は「脳梗塞や心筋梗塞になって死んだり寝たきりになったりすることに比べると、トイレに起きるくらいは何ですか」と反論します。「宝水」とは生をつなぐ水のこと。生きるかトイレか、これは個々の判断に任せるしかありません。

さて飲み水と言えば昔は井戸水で一本化していましたが、現在は水道水を別格にミネラルウォーター、天然水、海洋深層水など市販品も多く出回っています。また同じ地下水でもWHO（世界保健機関）の規定でカルシウムやマグネシウムの含有量の多いものは硬水、少ないものは軟水と分けられます。日本の水はほんの一部を除いて、飲みやすいと言われる軟水で、水道水も同じです。ただ水道水はカルキ臭いと苦手な人は、前日に沸騰させて白湯にして、常温で飲んでいるようです。硬水は少なく、北欧産の天然水がそうと思っていいでしょう。朝の水は体を引き締めたいからか、冬でも冷水が好まれています。夜の水は、アルカリ性の軟水、常温が先生のお勧めです。

【筆者紹介】大谷克弥（おおたに・かつや） 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

新会員紹介

2020. 4. 1 ～ 7. 31（敬称略）

支 部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業 種	歓奨社
清水	(同)アドバンスエステート 北区清水3丁目21-10	廣 田 朋 也 080-5417-8963	不動産業	中日信用金庫本店
清水	和秀不動産(株) 北区清水4丁目12-14 ラフォーレⅢ 101号	濱 田 龍 一 0574-58-3388	不動産業	中日信用金庫本店
金城西	(有)中丸鍍金工業所 北区中丸町2丁目30	佐 竹 準 也 991-5458	鍍金業	
金城西	(株)テクノPLUS 北区金城3丁目3-13	伊 藤 欣 司 938-6372	介護関連事業	瀬戸信用金庫城見支店
楠	(株)タチバナグループ 北区大我麻町2	岡 嶋 秀 旭 901-3000	不動産賃貸業	(有)山水園
大森	ライフデザイン(株) 守山区天子田3丁目 902	坂 田 朗 710-9399	住宅リフォーム	
大森	寿・建築工房(株) 守山区天子田1丁目 403	長 尾 寿 光 739-5676	一般建設業	(株)守山製作所・事務局(武田専務)

聴いてよきいて！ コロナ予防大作戦！

～わが社のこんな工夫や対策～

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、多くの方々が何らかの形で日常の変容を強いられています。会員企業の皆様も感染防止に大変努力をされているかと存じます。

今号では皆様の拡大防止策や、事業継続に関してどのように対処されているかについてをご紹介します。記事をご提供いただいた皆様、ありがとうございました。

業種／飲食店（和食）

守山区 小幡支部 (有)ニューさのさ鮎 様

宴会キャンセルの電話が朝から1日中鳴り止まず、100%キャンセルとなってしまった時は、これからどうなっていくのか、とても不安でした。

当時はまだ、ウイルス発生原因とか感染のメカニズムなど、あまり明らかにはなっていない時期でしたが、食品を提供させていただいているという職業柄、常に気を付けていること、①手洗い消毒、②テーブル等店内施設の消毒、③マスク着用を特に徹底するようにしました。

更に、もともとノロウイルス対策として、従業員に僅かでも熱が有ったり、胃腸風邪の症状など体調不良の時は、出勤を禁止しているのですが、この措置は、「従業員が健康でなければお客様の安全は守れない」という考えに基づくものです。

お客様には、安心して料理を召し上がって欲しいのですが、まだ以前のような客足は戻りません。また、テイクアウトの弁当も始めたのですが、内容から言うとう本当は1,200円くらいは頂戴しないと合わないのですが800円の設定としていますので、もの凄くお値打ちになっていると思います（要予約）。

早くコロナウイルスが終息してくれるのが一番ですが、いつまで続くのか分かりませんので、従業員はもとより、お客様にも衛生に関する基本対策の徹底をお願いさせていただいて営業しています。



業種／英会話スクール

北区 杉村支部 (株)甲英 様

新型コロナウイルスの報告がされたのが今年の1月。3月以降になるとマスクと消毒薬の不足等、色々な苦難が待ち構えていました。

英会話スクールは4月、5月と休校を余儀なくされ、6月から再開となりました。

教室やスクールバスの密をさける為少人数制にし、バスは生徒さんが乗降する度に消毒、乗る前に体温測定と手指消毒、マスク着用、教室に入る前は先生からの手指消毒、マスクを忘れた子に子供用マスクも用意し、教室も1レッスン毎にテーブル、イス、ドア等を消毒し、保護者に全て説明しました。



コロナでスクールを続けていけないお子さんもでてきたり、普段より送迎回数が多くなり、減収なのに運転手さんの人件費等で経費はかさみます。

やっと先が見えだした矢先にまた感染者が増加し、いつ終息するか解らない状態になりました。子供も大人もコロナによるストレスは計り知れないものだと思います。コロナでダメージを受けた方、ビジネスチャンスに変えた方、色々あると思いますが、私はコロナと日々戦って行くつもりです。

業種／各種ダンボール製品の製造・販売

北区 北陵支部 トミタパックス(株) 様

コロナウイルスに対して、私たちトミタパックスができること。

コロナウイルス感染が社会全体に拡大する中で、ダンボールを扱う私たちトミタパックスの事業も大きな影響を受けましたが、「今できることは何か?」ということのを非常に考えさせられました。

勤務体制なども話し合い、感染防止を図りながら、工業製品の製造・販売を継続する中で、新しく開発した室内で遊べるダンボール遊具、ダンボールパーティーションの事業も継続しました。

ダンボール遊具については、コロナウイルスの影響によって屋外での活動が制限されていた子供たちの“室内でも体を動かして遊びたい”という想いに応えることができ、4月にECサイトで、ダンボール遊具専門店の「punnyほいく」をオープンしたこともあって、県内、県外を問わず多くのお客様に御使用いただいています。また、ダンボールパーティーションとともに名古屋市や知多半島内の保育園でも御使用いただいております。

ダンボール遊具及びダンボールパーティーションの製造・販売は、今後も継続して行う予定であり、私たちのこの活動を、コロナウイルスの影響を大きく受けている社会に対して、役立てて参りたいと考えております。



業種／各種イベントのディスプレイ・展示制作、設備建設等

北区 楠支部 (株)中央工芸 様

コロナの影響で、イベントというイベントが無くなるのと同時に、当社でもイベント関係の引き合いがキャンセルになるとういことがございました。

そんな中、「こういう飛沫防止製品作れますか?」と、お客様からのアクリル製間仕切りの注文がありまして、色々試行錯誤し製作してみたところ、ご好評をいただきました。

今ではデパート、行政機関、一般企業からもご注文が頻繁に入るようになり、一般企業様からは受付用の他にも、従業員食堂や工場仕切り用としての飛沫防止パネルのご発注を頂いております。食堂に関してはプライバシーを保つため透明ではない素材になっております(写真)。

当社の場合は、オーダーメイドでの対応が可能でお客様のニーズに合わせた形状やサイズ、素材で提案し、更に容易な組み立て方法も考え尚且つ迅速なご提案をするところがウリです。



アクリル素材は現在全国で需要が高まり入手がとて難しくなっていますが、PET素材ならば入手も困難ではなく見た目もアクリルと変わらない透明度を持っているのでお勧めです。

最近、「見栄えの良い空間にあった間仕切り」というデザイン性も考慮したご注文も増えてきております。少しでもお客様のニーズにお応えできるよう、社員一同頑張っています。

業種／認知症対応型のグループホーム運営

北区 金城西支部 (有)名古屋シルバーサポート 様

ご入居者の皆さまへの感染防止対策として、2月末から5月末までは、ご家族と言えども面会は一切お断りし、外出もすべて禁止しました。寂しい思いをさせてしまうことがとても辛く、本当にそれでいいのかと日々悩んでいました。

そこで、いち早く専門家から感染予防知識のアドバイスをいただき、ウイルスの性質や感染の仕組みなどが分かって来て、スタッフと情報共有していくうちに、当社で採っていた対策を強化することで十分に感染予防になることがはっきりしたのでそれを信じて励行し、6月からはフェイスシールドの使用を導入して面会・外出制限を解除することができました。

その対策の一つ目というのは、一言でいうととても簡単なことですが、「とにかく意識してしっかりと手洗いを行うこと」です。丁寧な手洗いの効果は、実は、玄関入口でシューッとやるアルコール除菌に比べて4：10くらいの割合で高いというデータもあります。そこで玄関のアルコールは撤去し、入口を入ったらまずすべての方に手洗いをお願いします。人間とは、立ったり腰掛けたり動作の際に、膝やテーブル（汚れの集中するところ）に手をつくものです。せっかく洗った手もまた汚染するかもしれません。そこで、玄関にあった貴重なアルコールを食卓へ移動し、座ったあとのアルコール消毒で完璧を目指しています。

また二つ目はタッチポイントの清拭です。認知症のご入居者は無意識のうちにあちこちを触ることも多く、その手のまま目・口・鼻などの粘膜に触れてしまうとウイルス感染の危険度が増すわけです。なので、日常的に手すり・ドアノブ・テーブルのへり・椅子の背もたれ・冷蔵庫の取っ手…あらゆるものを安全で効果的な洗剤で拭くことがものすごく重要なのです。

あとは、換気です。居室が密閉されがちなことあって、普段から定期的に窓を開けて換気しているのですが、今はエアコンを入れながら窓を開け放しにしているので、今年は、電気代の請求が楽しみです(笑)。

困っていることといえば、スタッフが着ける使い捨て手袋の在庫が常に心細いことです。あちこちで問い合わせてもなかなか手に入らないのです。よい情報があればご一報を!

最近、名古屋でも感染者数が増えているので、これからの生活もまだまだとても心配ですが、当社は、もともと日常的に普段からやってきている“正しい手洗い”と“こまめな拭き掃除”と“惜しみない換気”という基本的なことを励行していきます。

これまでの期間で、丁寧な手洗いが普通に習慣になってきていると感じますし、そのお陰で、むしろ以前より清潔な住環境を得ることができるようになったと思います。



日本で仕事をし、オーストラリアを往来、テレビ・ラジオ等で大活躍、お馴染みの
人気エッセイスト・タレント小島慶子さんが語ります。



税を考える週間 記念講演会のお知らせ

聴講
無料

一般の方も聴講できます。
名古屋北法人会事務局へお問い合わせください。

日時／11月12日(木)
14:00～15:30(開場13:00)

場所／名古屋市守山文化小劇場
守山区小幡南一丁目24番10号アクロス小幡3F
(名鉄瀬戸線 小幡駅下車 すぐ)

「絶体絶命は打ち出の小槌～ピンチこそ私のチャンス」

※定員(200名)になり次第、募集を締め切ります。

東京大学大学院情報学環客員研究員／昭和女子大学現代ビジネス研究所特別研究員

こ じ ま け い こ
タレント / エッセイスト 小島 慶子 氏

1972年オーストラリア生まれ。幼少期は日本のほか、シンガポールや香港で育つ。学習院大学法学部政治学科卒業後、1995年にTBSに入社。アナウンサーとしてテレビ、ラジオに出演。1999年、第36回ギャラクシーDJパーソナリティ賞を受賞。ワークライフバランスに関する社内の制度作りなどにも長く携わり、2010年に退社後は各種メディア出演のほか、執筆・講演活動を精力的に行っている。『AERA』『VERY』『日経ARIA』など連載多数。著書に『解縛』『るるらいらい』小説『ホライズン』ほか多数。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、中止する場合があります。その場合は、当会HPにお知らせします。

会 員 募 集 新たな出会いと本音で語り合う仲間を見つけましょう

研修・地域貢献事業 = 税法、経営、教養、講演会、簿記講座、区民まつり参加、優良工場見学
保障制度 = 大型保障、ビジネスガード、がん保険、取引信用保険、人間ドック
交流事業 = 経営研究会、青年部会、女性部会、支部
情報発信 = 税法改正の要望・提言、広報紙配布、税務参考図書

名古屋北法人会だより No.148

令和2年9月1日 発行

発行所 公益社団法人 名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂
名古屋市北区志賀本通1-38-101
電話 914-1855(代)

名古屋北法人会広報委員会では
毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様
からのご意見ご要望をお待ちしています。

TEL 915-3886 FAX 915-3850

E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いた
しております。一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>





法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

 会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



法人会の ハイパー任意労災

 政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

名古屋支店

〒460-0008
名古屋市中区栄5-27-12
TEL.052-857-1400 FAX.052-251-2142
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)